

農薬取締法令・関連通達集

農薬取締法・政令・省令・告示
関連通知等収載

日本植物防疫協会 編

平成 19 年 4 月

社団法人 日本植物防疫協会

農薬取締法の条項と同施行令・規則の関係条項、 関係省令・告示との対照

農 薬 取 締 法

	昭和23年7月1日	法律第82号
改正:	昭和24年5月31日	法律第15号
改正:	昭和25年4月28日	号外法律第113号
改正:	昭和26年4月20日	法律第151号
改正:	昭和37年9月15日	号外法律第161号
改正:	昭和38年4月11日	法律第87号
改正:	昭和46年1月14日	法律第1号
改正:	昭和46年5月31日	法律第88号
改正:	昭和53年4月24日	法律第27号
改正:	昭和53年7月5日	号外法律第87号
改正:	昭和56年5月19日	法律第45号
改正:	昭和58年5月25日	号外法律第57号
改正:	昭和58年12月2日	号外法律第78号
改正:	昭和58年12月10日	号外法律第83号
改正:	平成5年11月12日	号外法律第89号
改正:	平成11年12月22日	法律第160号
改正:	平成11年12月22日	法律第188号
改正:	平成12年5月31日	法律第91号
改正:	平成14年12月11日	法律第141号
改正:	平成15年6月11日	法律第73号
改正:	平成16年5月26日	法律第53号
最終改正:	平成17年4月27日	法律第33号

(目 的)

第一条 この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定 義)

第一条の二 この法律において「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。

2 前項の防除のために利用される天敵は、この法律

農薬取締法施行令・規則関係省令・告示

の適用については、これを農薬とみなす。

- 3 この法律において「製造者」とは、農薬を製造し、又は加工する者をいい、「輸入者」とは、農薬を輸入する者をいい、「販売者」とは、農薬を販売（販売以外の授与を含む。以下同じ。）する者をいう。
- 4 この法律において「残留性」とは、農薬の使用に伴いその農薬の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）が農作物等又は土壤に残留する性質をいう。

（公定規格）

- 第一条の三 農林水産大臣は、農薬につき、その種類ごとに、含有すべき有効成分の量、含有を許される有害成分の最大量その他必要な事項についての規格（以下「公定規格」という。）を定めることができる。
- 2 農林水産大臣は、公定規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その期日の少くとも30日前までに、これを公告しなければならない。

（農薬の登録）

第二条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第十五条の二第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第七条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

（平成15年3月4日）

農林水産省・環境省告示第1号

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第二条第一項の規定に基づき、特定農薬を次のように定め、平成15年3月10日から施行する。

（一）天敵

昆虫網及びクモ網に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く。）であって、使用場所と同一の都道府県内（離島（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和28年法律第72号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第二条第一項に規定する小笠原諸島の区域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第三条第三号に規定する離島をいう。））であっては、当該離島内）で採取されたもの。

（二）（一）以外のもの

重曹及び食酢

（平成15年3月4日）

農林水産省・環境省令第2号

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第二条第一項ただし書の規定に基づき、農薬取締法第二条第一項の登録を要しない場合を定める省令を次のように定める。

農薬取締法第二条第一項の登録を要しない場合を定める省令

農薬取締法第二条第一項ただし書に規定する農林水

- 2 前項の登録の申請は、次の事項を記載した申請書、農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本を提出して、これをしなければならない。
- (一) 氏名（法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。）及び住所
 - (二) 農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量
 - (三) 適用病害虫の範囲（農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる薬剤にあつては、適用農作物等の範囲及び使用目的。以下同じ。）及び使用方法
 - (四) 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法
 - (五) 水産動植物に有毒な農薬については、その旨
 - (六) 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
 - (七) 貯蔵上又は使用上の注意事項
 - (八) 製造場の名称及び所在地
 - (九) 製造し、又は加工しようとする農薬については、製造方法及び製造責任者の氏名
 - (十) 販売する場合にあつては、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びにその内容量

産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (一) 試験研究の目的で農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合
- (二) 植物防疫法（昭和25年法律第151号）第十七条第一項及び第十八条第二項の規定による防除を行うために使用する農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合

附 則 この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第141号）の施行の日（平成15年3月10日）から施行する。

農薬取締法施行規則 （登録申請書の様式）

第一条 農薬取締法（以下「法」という。）第二条第二項（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。第二条第一項及び第二項、第三条、第三条の二第一項並びに第十六条において同じ。）の規定により提出する申請書の様式は、別記様式第一号によらなければならない。

（再登録の申請）

第一条の二 現に登録を受けている農薬についての法第二条第一項又は法第十五条の二第一項の登録（以下「再登録」という。）の申請は、当該農薬の登録票を添付し、登録の有効期間の満了する日の2月前までにしなければならない。

（提出すべき見本）

第二条 法第二条第二項の規定により提出すべき農薬の見本の量は、登録を受けようとする農薬一品目ごとに二百グラム以上でなければならない。

2 法第二条第二項の規定により提出すべき農薬の見本には、別記様式第二号による当該見本の検査書を添付しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により提出のあつた農薬が公定規格に適合しないものである場合において、ほ場試験その他これに類する試験の必要があると認めるときは、当該試験に必要な見本の最少量の追加提出を命ずることがある。

（登録申請書の経由）

第三条 法第二条第二項の規定により農林水産大臣に提出する申請書、農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本、前条第二項の検査書並びに再登録の申請の場合における登録票は、独立行政法人農薬検査所（以下「検査所」という。）を経由して提出することができる。